

○平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表  
 （傍線部分は改正部分）

改正案

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件、送信時間制限装置又はキャリアセンスの備え付けを要しない無線設備並びに同条第六号の条件を適用しない送信装置の技術的条件を次のように定める。		
一 （略）		
二 送信時間制限装置は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を放射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。ただし、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の無線設備に係る送信時間制限装置の場合においては、五秒間当たりの送信時間の総和は一秒以下であること。		
用途	送信時間	送信休止時間
無線電話用	三〇秒 注1	二秒
テレメーター用、テレコン トロール用及びデータ伝送 用	四〇秒 注2、 3、8、9	二秒 注3、8、 9

現行

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件、送信時間制限装置又はキャリアセンスの備え付けを要しない無線設備並びに同条第六号の条件を適用しない送信装置の技術的条件を次のように定める。		
一 （同上）		
二 （同上）		
用途	送信時間	送信休止時間
無線電話用	（同上）	（同上）
テレメーター用、テレコン トロール用及びデータ伝送 用	（同上）	（同上）

無線呼出	アナログ方	デジタル方	音声アシスト用無線電話用	移動体識別用	国際輸送用データ伝送用
	式	式			
5	一五秒 注4、	五秒 注4	三〇秒	四秒 注6	一秒 注7
	一秒	一秒	一秒	6 〇・〇五秒 注	一ミリ秒

注1〜5 (略)

6 九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。ただし、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものであって、第三項第五号(4)の技術基準が適用される装置の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 送信時間は、〇・四秒とする。
- (2) 送信休止時間は、二ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

7・8 (略)

9 九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用

無線呼出	(同上)	(同上)	音声アシスト用無線電話用	移動体識別用	国際輸送用データ伝送用
	(同上)	(同上)			
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	一秒 注6	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	〇・一秒 注6	(同上)

注1〜5 (略)

6 九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。ただし、第三項第五号(4)の技術基準が適用される装置の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 送信時間は、〇・一秒とする。
- (2) 送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を放射してから〇・一秒以内に再送信(当該時間内に停止する再送信に限る。)を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

7・8 (略)

9 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使

する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 空中線電力が一ミリワット以下であつて、九二五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・一秒以内に再送信(当該時間内に停止する再送信に限る。)を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(2) 空中線電力が一ミリワット以下であつて、九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・〇五秒以内に再送信(当該時間内に停止する再送信に限る。)を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(3) 空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であつて、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用する場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ四秒及び〇・〇五秒とする。ただし、最初に電波を発射してから四秒以内に再送信(二二八マイクロ秒以上のキャリアセンスを行つた後の送信であつて、当該時間内に停止する再送信に限る。)を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

(4) 空中線電力が一ミリワットを超え二〇ミリワット以下であつて、九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数を使用し、次項第二号(4)の技術的条件が適用される場合の送信

用する無線設備の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 送信時間及び送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を発射してから連続する〇・一秒以内に限り、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるとする。この場合において、最初に電波を発射してから連続する〇・一秒以内に完了することとする。

(2) 第三項第二号(3)の技術的条件が適用される場合の送信時間及び送信休止時間は、それぞれ一秒及び〇・一秒とする。ただし、最初に電波を発射してから連続する一秒以内に限り、その発射を停止した後、送信休止時間を設けずに再送信することができるとする。この場合において、最初に電波を発射してから連続する一秒以内に完了することとする。

時間及び送信休止時間は、それぞれ〇・四秒及び二ミリ秒とする。ただし、送信時間が六ミリ秒以下の場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

三 キャリアセンスは、次のとおりであること。ただし、用途が無線電話(空中線電力が一ミリワット以下のものに限る。)のものについては、通信方式が複信方式及び半複信方式であっても自局の送信周波数でキャリアセンスを行うことができる。

1 (略)

2 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(九一・五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において(一八〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

(2) キャリアセンスの受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。

(3) 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

(4) (3)の条件にかかわらず、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

3・4 (略)

三 (同上)

1 (同上)

2 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用(九五〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において(一七五デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。))以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

(2) (同上)

(3) 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、一〇ミリ秒以上であること。

(4) (同上)

3・4 (同上)

5 移動体識別用(九一六・七MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において(一)七四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値(空中線電力が一〇ミリワット以下のものにあつては、(一)六四デシベル以上の値)である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

(2) キャリアセンスの受信帯域幅は、電波を放射しようとする無線チャネルの幅であること。

(3) 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。

(4) (3)の条件にかかわらず、九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

#### 四 (略)

五 キャリアセンスの備付けを要しない無線設備は、次のとおりとする。

1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用

(1) (略)

(2) 空中線電力一ミリワット以下の無線設備であつて、九一五・九MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する場合であ

5 移動体識別用(九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)の無線設備にあつては、次のとおりであること。

(1) キャリアセンスは、受信入力電力の値が給電線入力点において(一)六四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。

(2) (同上)

(3) 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、一〇ミリ秒以上であること。

(4) (3)の条件にかかわらず、九五四MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

#### 四 (同上)

五 (同上)

1 (同上)

(1) (同上)

(2) 九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベル

り、かつ、一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であるもの

- (3) 九一五・九MHzを超え九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、他の無線設備からの要求（送信する無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）からの応答であつて、送信時間が〇・〇五秒以下となるもの
- (4) 九二八・一MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備

2/6 (略)

六 (略)

の空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり、かつ、一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であるもの

2/6 (略)

六 (略)